

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田舎館村は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

青森県田舎館村長

公表日

平成30年4月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険は、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び徴収、要介護認定、保険給付などに関する事務を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①被保険者の資格記録管理②申請書や届出書に関する確認③保険料賦課の算定・発送や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会④保険料賦課における特別徴収対象者の確認⑤被保険者の介護認定情報管理⑥被保険者の給付実績管理⑦保険料の徴収(特別徴収、口座振替・納付書による普通徴収)、滞納管理、給付制限管理
③システムの名称	介護保険システム、宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、受給者情報ファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条および別表第1第68号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法別表第二の1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,46,56,-2,58,61,62,80,83,87,90,93,94,95,117の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生課
②所属長	厚生課長 鈴木勝
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田舎館村役場 企画観光課 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1 電話番号0172-58-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田舎館村役場 厚生課 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1 電話番号0172-58-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年3月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年3月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

